

令和8年度 県立スケート場「セカンドスクール事業」実施要項

- 1 利用可能日 令和8年11月4日（水）から令和9年3月5日（金）までの平日
（毎月第3月曜日、冬休み期間中を除く）
- 2 利用時間 9：30～11：30
- 3 申込み方法 7月21日（火）より受付を開始いたします。
10月17日（土）まで 向浜スポーツゾーン総合事務所へ電話で申し込み
（TEL 018-895-5056）
10月18日（日）以降 県立スケート場へ電話で申し込み
（TEL 018-863-1241）
- 4 講師派遣 講師の紹介・仲介は行っておりません。貴園・貴校で直接ご依頼くださいますようお願いいたします。（なお、セカンドスクールのお申込みが確定した後にご依頼ください。）
- 5 費用 セカンドスクール事業での滑走料は無料です。ただし貸靴料金（実費）については、当日スケート場受付にて現金でお支払いいただきます。
なお、セカンドスクール事業終了後、引き続き午後も滑走する場合は、人数分の滑走料が別途必要となります。こちらも受付にて現金でお支払いください。
【滑走料・貸靴料】

幼 児	滑走料	無 料	貸靴料	60円
小中学生	滑走料	110円	貸靴料	60円
高 校 生	滑走料	270円	貸靴料	250円
一 般	滑走料	450円	貸靴料	400円

※ 外部講師・補助で滑走される父兄は、滑走料と貸靴料の両方が発生します。
- 6 その他 同じ使用希望日に複数の学校、幼稚園、保育園から申し込みがあった場合は、リンクを仕切り、互いに融通し合いながらご利用いただきます。ただし、同時に滑走できる人数には限りがございます。また、ご利用希望時間や人数により、日程の調整をお願いする場合や、イベントの開催により、せっかく申し込みいただいても利用不可となる場合もございます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。